

令和6年度 事務事業点検結果一覧

【査定】 A：現行どおり B：改善のうえ継続 C：縮小 D：休止・廃止

No.	部	課	事業名	事業概要	査定	見直し等の内容
1	総合政策部	企画課	住民基本情報系システム事業	主に税務課・市民課・健幸増進課・介護保険課において、市民に対して交付する各種証明書等を発行する際に利用するシステムの維持管理を行う事業である。業務内容としては、端末保守、帳票印刷等、空調保守、クラウド利用などである。	B	システム標準化に伴う費用等について、留意すること。
2	総合政策部	企画課	内部情報系LANシステム事業	職員が日常業務で使用する内部情報系システムやワード、エクセルといった書類作成ソフトを利用している系統のシステムの維持管理を行う事業である。	B	無線化の範囲拡大について、慎重に検討すること。
3	総合政策部	企画課	総合行政ネットワーク府域ネットワーク事業	総合行政ネットワーク回線（LGWAN回線）の維持管理を行う事業である。LGWAN回線は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークであり、大阪府と高石市を接続している部分の府域ネットワークに関する費用の負担である。マイナンバー制度における情報連携の機能もLGWAN回線を通して行っている。	A	
4	総合政策部	企画課	大阪版自治体情報セキュリティクラウド事業	自治体情報セキュリティクラウドに参加し、情報セキュリティ対策の強化を行う事業である。自治体情報セキュリティクラウドとは、都道府県単位でインターネット接続口を集約して監視機能を強化し、高度なセキュリティ体制を整える枠組のことである。なお、平成27年度総務大臣通知「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化について」により、①マイナンバー利用事務端末からの情報持ち出しの防止、②LGWAN接続系（マイナンバーによる情報連携にも活用される）とインターネット接続系を分割すること、③都道府県と市町村が協力して自治体セキュリティクラウドを構築することの三層からなる情報セキュリティ対策の強化が示されている。	A	
5	総合政策部	企画課	コンビニ交付サービス事業	マイナンバーカードを利用して、住民票などの各種証明書がコンビニで取得できるサービスを行う事業である。市役所の閉庁時における各種証明書の交付を行うことで、市民の利便性の向上を図るものである。	A	
6	総合政策部	企画課	電子申請事業	市役所で行っている様々な手続きを電子申請で行えるようにする事業である。閉庁時の申請を可能にし、市民の利便性の向上を図る。こども子育て給付金や職員採用、各種講座などで電子申請を実施している。	B	今後の利用拡大を図っていくこと。
7	総合政策部	企画課	統合型GIS事業	各課において個別に保有している高石市内の場所やエリアに関するデータを地図で一元管理できるシステムの維持管理を行う事業である。職員の業務の効率化を図るものである。	A	
8	総合政策部	秘書課	高石市連合自治会振興補助金交付事業	高石市連合自治会が実施する市民の生活向上や福祉の増進及び地域のコミュニティ活動を推進する事業に対して補助金を交付する事業である。連合自治会から各単位自治会に対して活動補助金を交付することにより、単位自治会の活動を広げることができる。	A	
9	総合政策部	秘書課	防犯灯設置補助金交付事業・防犯灯電気料金補助金交付事業	市民の安全・安心を保持するために自治会が設置する防犯灯に係る費用に対して補助金を交付する事業である。内訳として、防犯灯設置補助金と防犯灯電気料金補助金の2種類がある。防犯灯設置補助金は、自治会が防犯灯を新設または取り換えをした場合に、その設置費1本あたり上限20,000円（LEDの場合）を補助するものである。防犯灯電気料金補助金は、自治会が設置する防犯灯に係る電気料金のおよそ2分の1の金額を補助するものである。	A	
10	総合政策部	秘書課	コミュニティ助成事業補助金交付事業	一般財団法人自治総合センターは、宝くじの社会貢献広報事業として自治会等のコミュニティ団体が実施するコミュニティ活動に必要な備品の整備等に係る費用に対して補助金を交付している。当該補助金を本市が経由して各自治会等に対して交付する事業である。なお、本市の財政負担は無い。	A	
11	総合政策部	秘書課	コミュニティセンター管理業務委託	コミュニティセンターの利用者の対応や施設の維持管理等に係る業務を委託するものである。なお、コミュニティセンター建物内には老人福祉センター瑞松苑があり、指定管理者が管理運営している。一体的かつ効率的な管理運営ができるよう本業務は同指定管理者に委託している。	B	指定管理も含め、施設のあり方を検討すること。
12	総合政策部	秘書課	複合コミュニティセンター管理業務委託	複合コミュニティセンターの利用者の対応に係る業務の一部を委託するものである。なお、本センターの利用者の対応や施設の維持管理等の業務の主な部分は本市の職員が行っている。	B	指定管理も含め、施設のあり方を検討すること。
13	総合政策部	人事課	職員健康診断	労働安全衛生法に基づき、全職員を対象に定期健康診断とストレスチェックを年に1回実施するものである。ストレスチェックについては、全職員を対象に厚労省推奨の調査票により実施し、高ストレス者に対しては面接指導を実施している。また、がん検診については、労働安全衛生法にて定められた安全衛生委員会等にて意見聴取の上、希望する職員を対象に、乳がん、子宮がん、胃がん検診を実施している。	B	法令による実施義務などを踏まえ、適切に実施すること。

令和6年度 事務事業点検結果一覧

【査定】 A：現行どおり B：改善のうえ継続 C：縮小 D：休止・廃止

No.	部	課	事業名	事業概要	査定	見直し等の内容
14	総合政策部	危機管理課	大阪航空消防運営費分担金	大阪府内における航空消防業務の円滑かつ適正な推進を図るため、大阪市が保有する消防用ヘリコプターを大阪府及び大阪府内市町村と共同で運用するための分担金である。山岳や河川等での救急救助活動に使用する大阪市消防航空隊による消防用ヘリコプター2機を運用している。なお、分担金については、経費の2分の1を大阪府が負担し、残る2分の1を府内市町村が負担する。	A	
15	総合政策部	危機管理課	防災用備蓄品	被災者支援のために計画的な備蓄等に努めるため、防災用備蓄品を整備するものである。防災用備蓄品は、大阪府の「大規模災害時における救援物資対策に関する方針」により大阪府内各市町村の備蓄品の必要数量が設定されている。また、南海トラフ地震を想定した場合、発災3日後以降は国の支援物資を受けるものとし、当初3日間のうち大阪府：市町村＝1：1（1.5日分ずつ）で分担することとなっている。設定された備蓄品目（11品目）のうち、食料については、第五次総合計画において備蓄物資の目標数量を達成するため、令和3年度からは目標数量である1.5日分の数量を確保するため購入数量を増量し、令和3年度から令和7年度の5年間で必要数量を整備する。	A	
16	総合政策部	危機管理課	地域防災計画修正等事業	災害対策基本法に基づき、高石市地域防災計画を策定しており、本計画の修正作業をおこなうものである。本計画は大規模災害時においても、適切に業務執行し、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の影響を最小限にとどめることを目的としている。関係法令や上位計画との整合を図るとともに、相互に関連しあう計画等の整合も図っている。	B	コンサル委託部分と職員作成部分の精査を行うこと。
17	総合政策部	危機管理課	高石防犯協会補助金	高石防犯協会は、高石警察が行う防犯施策に協力し、管内における防犯関係相互の連携を密にするとともに、防犯対策の確立を図り、民警一体となって治安の確保を推進する組織であり、同協会に対して補助金を交付するものである。同協会は、暴力追放高石市民大会や自転車かごカバーなどの防犯啓発活動を実施し、犯罪発生件数の減少に寄与している。	B	補助金のあり方について検討すること。
18	総合政策部	危機管理課	堺市消防事務委託	消防事務については、消防組織法第6条「市町村は当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。」と規定されており、本市は「高石市と堺市との間における消防事務の委託に関する協定書」に基づき、当該事務を堺市に委託している。	A	
19	総合政策部	危機管理課	高石市消防団（報酬、装備等）	消防団は、消防組織法に基づき、各市町村に設置される消防機関である。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている。平常時は、救命講習や消火訓練指導などを通じて、防火・防災の普及啓発を行っており、地震、風水害、大規模火災などの災害発生時は、初期消火、救助、避難誘導などを行うため、毎月1回訓練を行っている。消防団員は特別職の非常勤公務員であり、高石市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例に基づき、報酬を支給している。	B	団員を安定的に確保し、地域の消防力確保に努めること。
20	総合政策部	産業共創課	求職者資格取得支援補助金	求職者の主体的な職業能力の開発及び向上を支援し、就業機会の拡大を図るため、就業する上で有利となる資格等を取得した者に対して補助金を交付するものである。	B	認知度向上の取組を行うこと。
21	総合政策部	産業共創課	商工会議所助成金	高石商工会議所の円滑な運営を目的として助成金を交付するものである。高石商工会議所は、事業者の事業継続、安定経営に向けて、引き続き経営相談窓口を設置し、資金繰り対策、各種支援金の申請サポート、補助金申請など様々な相談に対応し、認定経営革新等支援機関として、事業計画作成や事業再構築の支援等、事業者の課題解決に向けた伴走型支援を行っている。また、近隣商工会議所との販路開拓事業や時代の変化に対応したセミナー等の広域連携事業を実施し、行政や関係機関と情報共有している。	B	助成金のあり方について、他市の状況も調査し、検討すること。
22	総合政策部	産業共創課	中小企業事業資金利子補給金	経営の安定を図ることを目的として、事業資金融資を受ける市内の中小企業に対し、当該融資の利子について、補給金を交付するものである。	B	市内中小企業の安定的な経営に資する内容となるよう検討すること。
23	総合政策部	産業共創課	高石市健幸コミュニティ農園貸付事業	農業者以外の市民が土に親しみ、農作物を育てる喜びと心身の健康保持及び増進並びに相互の親睦と連携を深めることを目的として、市民に対して農園の貸し付けを行うものである。	B	適切な規模に区画を整理し、管理方法の見直しを検討すること。

令和6年度 事務事業点検結果一覧

【査定】 A：現行どおり B：改善のうえ継続 C：縮小 D：休止・廃止

No.	部	課	事業名	事業概要	査定	見直し等の内容
24	総合政策部	地域創生課	ふるさと寄附金推進事業	ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度である。ふるさと納税の寄附者に返礼品を送付し、本市への寄附の増加を図る。本市ならではの産品等を返礼品とし、返礼品の送付をとおして市内事業者の支援やシティプロモーション、地域経済の活性化へ寄与するものである。	A	
25	総合政策部	地域創生課	KIX泉州ツーリズムビューロー負担金	一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューローは、堺市以南の9市4町と民間企業などの官民が一体となり、泉州地域における風土・文化が育んだ食材・料理、豊かで美しい自然及び多彩な伝統・文化を活かした観光振興に関する事業を泉州地域の企業や住民その他関係者の協力を得て行うことにより、観光産業の成長を図り、もって泉州地域の文化の創造、人材の育成及び地域経済の発展に寄与することを目的とした法人である。各市町が同法人に対して負担金を支払うものである。	B	自走について関係市町と協議すること。
26	総合政策部	地域創生課	高石シーサイドフェスティバル	“ふるさと高石”の心と心をつなぐイベントとして、市民の親睦と郷土愛の育成を図り、市民が誇れるイベントとして地域に定着させ、高石市のますますの発展を期することを目的とした事業である。ベイエリアの活性化やブランド力の向上、産業振興を図ることで、個性豊かなまちづくりや市の魅力創出にも寄与するものである。	B	今後のあり方を検討すること。
27	総合政策部	地域創生課	ホームページ・LINE運営事業	ホームページやLINEにより市民に対して本市の情報発信を行う事業である。LINEの効果は、日々の市からお知らせはもとより、災害時の情報など緊急に必要な情報を早急に届けることができるものである。	A	
28	総合政策部	地域創生課	広報たかいし印刷製本事業	「広報たかいし」は、市民に対して市政の重要事項や市の事業、行事・イベント等を周知する役割を果たしており、当該冊子の印刷製本業務を行うものである。毎月、自治会・市内の駅舎・公民館・図書館・スーパーマーケット等に配架している。	A	
29	総合政策部	地域創生課	広報たかいし自治会配布手数料	本市では、自治振興の観点から自治会を通じて広報紙の配布を行っており、その配布手数料を各単位自治会に対して支払うものである。	A	
30	総務部	総務課	日直業務	休日の午前8時から午後8時までを日直時間として、埋火葬の許可証の発行業務、電話予約分の住民票交付（土曜日午前中のみ）、戸籍関係書類等の受領、電話対応等を行っている。	B	市民のニーズと当直の業務内容を精査のうえ、検討すること。
31	総務部	総務課	公用車賃貸借業務	総務課で管理している公用車について、購入時から15年を経過した車両を入れ替えること及び財政負担の平準化を図ることを目的として賃貸借契約を締結している。	B	契約手法について検討すること。
32	総務部	総務課	市庁舎電話交換業務	代表電話へお問い合わせいただいた必要な情報を聞き取り、該当する担当課に的確に接続させる業務を委託している。	A	
33	総務部	総務課	市庁舎総合設備保守管理業務	市庁舎の設備（主に空調・衛生・電気設備）について、適切に維持管理するための運転・監視、点検、保守等を行う業務を委託している。	A	
34	総務部	総務課	市庁舎清掃管理業務	市庁舎は不特定多数の方が利用されることから、衛生環境を整える必要があり、清掃、ゴミの収集、ワックスがけ等を行う業務を委託している。	A	
35	総務部	総務課	市庁舎総合警備管理業務	市庁舎の開庁時における警備業務、戸籍関係書類等の受領を行う宿直業務、開庁時における受付案内業務を委託している。	A	
36	総務部	総務課	市庁舎自動車駐車場管制システム保守管理業務	市庁舎駐車場の設備について、維持管理を行い有料駐車場を適切に運営していく必要があるため、24時間対応のサポートセンター、駐車場料金の集金、設備の点検等を行う業務を委託している。	B	機器の入替時期及び方法を検討すること。
37	総務部	総務課	市庁舎電話交換機設備等賃貸借業務	市庁舎の電話回線システムについて、適切に維持管理していくため電話交換機設備等の賃貸借契約を締結している。	A	
38	総務部	市民課	マイナンバーカード普及事業	市民サービスの利便性向上のためにマイナンバーカードの普及を行う事業である。令和5年2月より、マイナンバーカードの保持者は転出入の手続きのワンストップ化がスタートし、同年3月からはパスポートの電子申請も可能となった。国の指針では、健康保険証を始め、運転免許証等の公的証明書との一体化が進められ、ますますマイナンバーカードを保持することで市民サービスの利便性が向上することが想定される。マイナンバーカードの普及事業に尽力することで、今後、行政側でも窓口の混雑状況を緩和することにつながり、双方にとって利益をもたらすものである。	A	
39	総務部	市民課	旅券発給事業	旅券発給申請の受理及び旅券の交付、申請・交付件数の管理及び報告、収入印紙売りさばき人として収入印紙の販売及び管理を行う事業である。平成27年度に大阪府からの権限移譲により旅券事務を開始している。	A	

令和6年度 事務事業点検結果一覧

【査定】	A：現行どおり	B：改善のうえ継続	C：縮小	D：休止・廃止
------	---------	-----------	------	---------

No.	部	課	事業名	事業概要	査定	見直し等の内容
40	総務部	市民課	高石市泉大津市墓地組合事業	高石市と泉大津市で経費負担として分賦金を支出して、高石霊園及び高石斎場の運営・維持管理を行う事業である。死体火葬料や死獣火葬料、式場使用料等により経費をまかなっている。分賦金については、前年12月末現在の関係区域における住民登録の世帯数及び人口数に応じて算出。	B	区画の再販売の歳入確保については検討のこと。施設の改修に関しては、墓地組合の財政状況や民間施設が建設されていることも勘案し、慎重に検討すること。
41	総務部	市民課	高石市営浜墓地事業	市営浜墓地の墓地区画の販売及び管理を行う事業である。	B	納付方法の改善について、検討すること。
42	総務部	税務課	地方税共同機構負担金・地方税共通納税システム負担金	地方税共同機構は、全都道府県及び市町村を会員として構成されており、地方税に係る電子化の推進とeLTAXの開発および安定的な運営を目的とした組織であり、当該組織の地方税共通納税システムに係る負担金を支払うものである。負担金については、住民基本台帳人口および決算税収を基礎として算定される。	A	
43	総務部	税務課	電子申告等システム利用料	電子申告等システムは、地方税共同機構が運営するeLTAXポータルセンターと市に設置している端末と地方税共同機構が認定した認定委託先事業者が運営するサーバをLGWAN回線にて利用し、地方税の電子申告等の支援を行うクラウド方式によるサービスであり、当該システムに係る利用料を支払うものである。当該システムは、電子申告の受付を可能とすることにより、市と納税義務者の双方の利便性向上を目的としている。	A	
44	総務部	税務課	固定資産税（土地）の価格修正において活用する標準宅地の時点修正に関する委託事業	地方税法附則第17条の2により土地の価格の特例が規定されており、価格が下落している事象が生じている場合は当該特例により価格の修正を実施する必要があるため、当該修正に関する業務を委託するものである。 国の通達により価格の調査時点から毎年7月1日までの価格の調査を行い、下落している場合には価格の下落修正を行うもので、これら時点修正の調査業務を不動産鑑定士に委託し、標準宅地の鑑定価格及び時点修正率を決定し、価格の修正を行うものである。	A	
45	総務部	税務課	固定資産管理評価システム委託事業	固定資産税・都市計画税の課税客体である土地及び家屋は、土地の区画形質の変更、家屋の新築・滅失等によって毎年変化を伴うので、評価事務及び課税事務においては根拠となる明確なデータが必要となる。固定資産税は毎年1月1日現在の状況で賦課する税であり、固定資産税の課税主体となる土地、家屋の形状・位置・その他の属性が変わるため、これらの異動を把握するため航空写真の撮影、地番図・家屋図等の修正業務を委託するものである。本市では、適切かつ効率的に事務を進めるために、毎年、航空写真の撮影、地番図等の修正等を業者に委託し、管理したデータを元に課税事務に活用している。	A	
46	総務部	税務課	固定資産税（土地）の評価替えにおいて活用する標準宅地の不動産鑑定評価実施業務	固定資産税（土地）の評価替えに伴い、評価替えの前年の1月1日を価格調査基準日として不動産鑑定士に価格調査業務を委託するものである。	A	
47	総務部	人権・生活相談課	高石市消費生活センター事業	消費生活センターは、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上に資するため、消費者安全法第10条第2項の規定に基づき設置しており、市民の消費生活に係る相談等の業務を行うものである。主な内容は、消費生活に係る啓発活動に関する事業、消費生活に係る相談及び苦情の処理に関する事業、消費生活に係る情報の収集及び提供並びに資料の展示に関する事業である。	B	消費生活センターの広域化や開設時間の見直しについて分析のうえ検討すること。
48	総務部	人権・生活相談課	法律相談事業	市民の権利擁護と人権の保障に関する相談に応じることを趣旨として、大阪弁護士会から派遣される弁護士による法律相談を実施するものである。市内在住の方を対象として、毎週木曜日に実施している。	A	
49	総務部	人権・生活相談課	人権相談事業	市民が人権侵害を受け、または受ける恐れがある場合事案に応じた助言や情報提供を行い、悩み・不安を抱える市民に保護・救済の機会を提供し市民が自ら問題を解決できるように支援するため人権相談を実施するものである。	A	
50	総務部	人権・生活相談課	高石市人権協会事業	高石市人権協会は、高石市及び一般財団法人大阪府人権協会と連携し、基本的人権の尊重を理念とする憲法の趣旨に沿い、市民の人権意識の高揚と確立を図るとともに、人権尊重の明るいまちづくりをめざす組織である。同協会の活動に必要な費用を賄うため、本市から同協会に対して補助金を支払うものである。主な活動は、市内3駅で街頭キャンペーンによる啓発活動、人権を考える市民の集いの開催、人権啓発標語・ポスターの展示、市内小学校に花の球根を配付し人権教室を開催などである。	A	
51	総務部	施設管理課	営繕積算システム	工事積算を行うために必要な営繕積算システムを利用するものである。	A	

令和6年度 事務事業点検結果一覧

【査定】 A：現行どおり B：改善のうえ継続 C：縮小 D：休止・廃止

No.	部	課	事業名	事業概要	査定	見直し等の内容
52	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	ふれあいゾーン複合センター事業	障がい者や市民の利用に資するため、ふれあいゾーン複合センターの管理運営を行うものである。障がい者や市民の利用のため、障がい者ふれあいプラザとふれあい健康増進センターからなるふれあいゾーン複合センターを運営する。	A	
53	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	障がい者ふれあいプラザ事業	障がい者の利用に資するため、障がい者ふれあいプラザの管理運営を行うものである。福祉の増進と社会参加の促進の場として、各種障がい者向け講座のほか、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能訓練、ボランティア育成を目的とした手話講座、障がい者関連団体や福祉団体、ボランティア、自主クラブ等に活動の場を提供している。	A	
54	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	ふれあいスポーツ大会運営業務委託料	「障害者の社会参加の促進・障害者と健常者との交流」をテーマとしたふれあい事業の開催にあたり、参加者の募集、会場設営、競技の進行など、運営一切の業務を委託するものである。高石市障がい福祉計画の基本理念「ともに支えよう 一人ひとりの自立とともにつくろう やさしいまち」のもと、障がいのある者・ない者の交流の場として、ふれあい事業を開催している。	A	
55	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	在宅重度身体障害者等入浴サービス委託料	重度の身体障害者に対し、入浴サービスを提供する業務を委託するものである。対象者の自宅へ介護に適した形状の浴槽及び湯を搬入し、入浴の介護を行う。	A	
56	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	重度障害者等住宅改造助成金	低所得の重度障害者等に対し、住宅改造に係る費用に対して助成するものである。重度障害者等が住み慣れた地域で自立し、かつ、安心して生活できるようにするため、日常生活の基礎となる住宅の改造に必要な経費を助成することにより重度障害者等の日常生活動作の改善及び介護者の介護負担の軽減を図るものである。	A	
57	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	福祉タクシー助成事業費	重度障害者等の社会参加の促進を目的とし、重度障害者等を対象としてタクシー料金の一部を助成するものである。	A	
58	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	老人福祉センター指定管理者委託料	老人福祉センター3苑の管理運営業務を指定管理者に委託するものである。管理運営業務を指定管理者に委託することにより、サービスの向上と費用削減を図る。	A	
59	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	敬老報償費	9月1日時点において、住民基本台帳に登録されている、満77・88・99歳の方と最高齢の方（男女）に、長寿祝品を配付する事業である。	A	
60	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	福祉バス運行業務委託料	60歳以上の高齢者や障がい者等について、安全な移動方法を確保し、社会参加の促進を図るため、福祉バスの運行業務を委託するものである。市役所・老人福祉センター・ふれあいゾーン等3ルートで巡回運行している。	B	実証実験の結果を踏まえて、今後のあり方を検討すること。
61	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	高石市在宅介護支援センター指定管理委託料	在宅介護支援センターの管理運営業務を指定管理者に委託するものである。在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが、総合的に受けられるように各関係機関との連絡調整等の便宜を供与し、地域の要援護高齢者等及びその家族等の福祉の向上を図る。	C	代替性の強い事業であるため、見直しが必要。
62	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	緊急通報システム運営委託料	ひとり暮らし高齢者等が身につけることが可能で、簡単な操作により緊急事態を自動的に堺市消防局等に通報することが可能な装置を設置・運営する業務を委託するものである。本市内に居住するひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を給付することによって、急病や事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進に資する。	B	実施方法や財源について引き続き情報収集し、財源確保に努めること。
63	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	老人クラブ補助金	高齢者の生きがいを高め、地域社会の一員としての役割を果たすことを目的とした老人クラブの活動に対して補助金を交付するものである。	A	
64	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	シルバー人材センター運営補助金	高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献することを目的に、シルバー人材センターに対して補助金を交付するものである。	A	
65	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	高齢者住宅改造助成金	低所得の高齢者を対象に住宅改造に係る費用に対して助成するものである。高齢者が住み慣れた地域で自立し、かつ、安心して生活できるようにするため、日常生活の基礎となる住宅の改造に必要な経費を助成することにより高齢者の日常生活動作の改善及び介護者の介護負担の軽減を図る。	A	
66	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	街かどデイハウス支援事業補助金	街かどデイハウス事業を実施する団体に対して補助金を交付するものである。在宅の高齢者の介護予防を図り、地域における既存施設を活用し、住民参加による高齢者の自立生活の支援を行うことを目的としている。	B	事業開始時の原理原則に立ち返り、事業の見直しが必要。活動内容についても、地域や学校との連携ができるかを併せて検討すること。
67	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	配食サービス事業委託料	食事の調理や買い物が困難な高齢者に対して栄養のバランスの取れた夕食を安否確認を兼ねて届ける事業を委託するものである。	A	

令和6年度 事務事業点検結果一覧

【査定】 A：現行どおり B：改善のうえ継続 C：縮小 D：休止・廃止

No.	部	課	事業名	事業概要	査定	見直し等の内容
68	保健福祉部	高齢・障がい福祉課	在宅高齢者等紙おむつ給付費	市民税非課税世帯に属し、常時紙おむつを使用している要介護度3・4・5の高齢者に対し、紙おむつの購入費の一部を給付するものである。自宅において常時紙おむつを使用している高齢者に対し紙おむつを給付することによりその者の経済的負担の軽減を図り、高齢者福祉の増進に資することを目的とする。	A	
69	保健福祉部	社会福祉課	広域事業者指導課共同設置負担金	地方自治法第252条の7第1項に基づき、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町が共同して内部組織を設置し、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき大阪府から移譲を受けた事務のうち、福祉に関するものを共同で事務を行うために負担金を支払うものである。	A	
70	保健福祉部	社会福祉課	日常生活自立支援事業	認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送ることができるようにすることを目的として、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を行う事業である。	A	
71	保健福祉部	社会福祉課	重層的支援体制整備事業	社会福祉法第106条の3の規定に基づき、地域福祉推進の理念実現のため、以下の3つの取り組みにより包括的な支援体制づくりに努める。 ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備 ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備 ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備 市町村による包括的な支援体制の整備の具体的な手法の一つとして重層的支援体制整備事業を行うものである。	B	見守り支援の事業間での情報共有を行うこと。孤立ゼロプロジェクトについては、全戸訪問完了後、新たな実施方法を検討すること。
72	保健福祉部	社会福祉課	生活困窮者就労準備支援事業等補助金事業	生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することによりその自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することを目的とする生活困窮者自立支援法に基づく事業を行うものである。	A	
73	保健福祉部	社会福祉課	高石市セーフティネット事業	地域の高齢者、障害（児）者及び子育て中の親子等自立生活を行う上において支援を必要とする人々が安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合い活動を校区で推進するとともにコミュニティソーシャルワーカーを配置し地域福祉セーフティネットワーク（いきいきネット相談支援センター）の構築を図る事業である。	A	
74	保健福祉部	社会福祉課	戦没者追悼式	先の大戦において亡くなられた方々を追悼し、平和を祈念するため、アブラ高石での式典（黙祷・弔辞・献花）を開催するものである。	A	
75	保健福祉部	社会福祉課	ボランティア市民活動センター事業費補助金	市内、ボランティア団体の支援やボランティア活動を希望する方や受けたい方の連絡調整及びボランティアフェスティバル開催等の事業に対して補助金を交付するものである。ボランティア人材の確保・ボランティア団体の活動や充実を図るため、若者や親子がボランティア活動に参加し、ボランティア事業の充実を図るとともに校区福祉委員会等地域団体と連携して身近な地域での活動機会の提供を図る。	B	財源確保策について検討すること。
76	保健福祉部	社会福祉課	民生委員児童委員協議会補助金	民生委員法に基づく民生委員児童委員活動の充実と委員の資質向上を図るため、民生委員児童委員協議会に対して補助金を交付するものである。	A	
77	保健福祉部	社会福祉課	社会福祉協議会補助金	地域福祉推進の充実を図るため、社会福祉法第109条に基づく社会福祉協議会に対して補助金を交付するものである。小地域ネットワーク活動の推進、憩いの場（コミュニティカフェ）開設運営支援、校区福祉活動と各福祉施設連絡会、民生委員児童委員協議会との連携強化し、要援護者への安否訪問やいきいきサロンなどの住民主体による地域福祉活動を推進し、高齢者世帯等を地域全体見守り、支え合う体制の仕組みづくりを行っている。 また、地域福祉活動に参加してもらえるよう、ボランティア連絡会と連携し、得意分野を活かせるボランティア支援体制づくりに努め、多様化した地域の生活課題や福祉課題に対し、住民相互の支え合いによる地域支援活動づくりを行っている。	B	補助金のあり方について検討し、国庫補助等の活用ができないか検討すること。
78	保健福祉部	社会福祉課	コミュニティカフェ準備補助金	コミュニティカフェを開設しようとする自治会又は福祉団体に対して補助金を交付するものである。市内に住民の出会いと交流の場や情報発信の拠点づくりを促進する。	B	補助金が活用されるよう検討すること。
79	保健福祉部	健幸増進課	総合ライフケアセンター（保健センター・診療センター）修繕・備品更新	総合ライフケアセンター（保健センター・診療センター）の老朽化に伴い、必要に応じて修繕を実施するとともに、備品の更新を行うものである。	B	今後の施設のあり方を検討すること。

令和6年度 事務事業点検結果一覧

【査定】	A：現行どおり	B：改善のうえ継続	C：縮小	D：休止・廃止
------	---------	-----------	------	---------

No.	部	課	事業名	事業概要	査定	見直し等の内容
80	保健福祉部	健幸増進課	泉州医療圏二次救急医療対策事業	休日又は夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を、8市4町の区域内の病院群が共同連携して確保する方式に参加する医療機関の運営に要する費用の一部を共同して補助するものである。	A	
81	保健福祉部	健幸増進課	健康教育事業	健康増進・介護予防を踏まえた健康運動の専門的な運動・体操・栄養指導を行うにあたり、事業実施に伴い健康運動実践指導者など講師に対して報償費を支払うものである。市民の健康増進・介護予防などに向けた教育やスマートウェルネスの健幸ポイント事業の一部も担っている。	C	健幸のまちづくり事業の手法の見直しを検討すること。
82	保健福祉部	健幸増進課	健幸のまちづくり協議会負担金	高石市健幸のまちづくり条例第1条に掲げる「市民、地域団体、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、市民一人一人が健康で、かつ、生きがいを持ち、心豊かに暮らすことができるまちを創ること」という目的を達成するため、高石健幸ポイント事業、高石健幸リビング・ラボ事業及び健幸フェスティバル&高石マルシェを行っている高石市健幸のまちづくり協議会に対して負担金を支払うものである。		
83	保健福祉部	健幸増進課	健幸づくり事業	市民の体力年齢の若返り、生活習慣病や介護予防および医療費の抑制を目標として、科学的根拠に基づく個別支援プログラムを実施する健幸づくり教室などを実施する事業である。		
84	保健福祉部	健幸増進課	ふれあい健康増進センター事業	多くの人が温水プール、スタジオ・ジムを利用し、市民の健幸づくり・体力増進に資するよう、ふれあい健康増進センターの管理運営を指定管理者に委託するものである。	B	指定管理の期間も含めて、今後のあり方について検討すること。
85	保健福祉部	健幸増進課	国民健康保険事務業務委託	被保険者資格の得喪届出の受け付け、高齢受給者証等の発行や高額療養費・療養費等申請など被保険者証等資格や保険給付に関わる窓口業務、及び電話催告や滞納処分に関する補助業務などの保険料徴収業務を委託するものである。民間業者のノウハウを活かし、市民サービスの向上と業務の効率化、収納率向上を図ることによる被保険者間の負担の公平性の確保を目的とする。	B	事務委託の目的である収納率の向上を目指すこと。収納率の向上に向け、職員のスキルアップも併せて図ること。
86	保健福祉部	介護保険課	地域包括支援センター事業	高齢者が地域で安心して生活を続けられるよう、介護予防や高齢者虐待の相談をはじめ、認知症施策や介護保険で要支援の認定を受けた方に適切なケアプランの作成や見直しを行う事業である。介護予防が必要な方への支援を中心に介護保険事業の主要な柱である高石市地域包括支援センター業務を実施している。	A	
87	保健福祉部	介護保険課	総合ライフケアセンター指定管理	総合保健センター部分を除いた総合ライフケアセンターを指定管理者である一般財団法人高石市保健医療センターに委託するものである。公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらうことで、多様化する市民ニーズに応えやすくなり、自治体にはないサービスを提供することができる。	B	今後の施設のあり方を検討すること。
88	保健福祉部	介護保険課	高石市独居等高齢者見守り支援事業	独居等高齢者見守り支援員が独居等高齢者を訪問し、必要な支援を行う事業である。本市におけるおおむね65歳以上の独居等高齢者の実情を把握するとともに、生活相談等に応じ適切な指導、助言を行うことにより不測の事態の防止や、地域における孤独・孤立化の防止を図り、事前に孤独死を防ぐことを目的としている。	B	見守り支援の事業間での情報共有を行うこと。
89	土木部	都市計画課	民間建築物耐震診断・耐震改修、空き家除却補助事業	地震に強いまちづくりをめざす施策の一環として、昭和56年に改正された現行の耐震基準以前に建てられた木造建築物について、耐震改修を積極的に進めるために、耐震診断及び耐震改修に伴う費用の一部を補助するものである。空き家除去補助事業は、昭和56年5月31日以前に建築され1年以上居住その他使用実績がない木造空き家を除却工事をする場合に費用の一部を補助するものである。費用負担を軽減することで、防犯及び住環境の改善を図ることを目的としている。	A	
90	土木部	都市計画課	ブロック塀等撤去補助事業	市内の道路に面する安全性の確認できない民間所有のブロック塀等の撤去を促進し、安全で災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的として、民間所有のブロック塀等の撤去に係る費用を補助するものである。	B	実施期間について検討すること。
91	土木部	都市計画課	市営住宅管理費	市営住宅の管理を行う事業である。主な内容は、エレベータ保守点検業務、消防設備保守点検業務、受水槽清掃業務、特定建築物定期調査業務、植木等剪定業務である。	A	
92	土木部	都市計画課	空き家バンク制度	地域活性化や市内定住を促進し、人口増加を図ることを目的として、賃貸・売買を希望する空き家所有者からの物件情報を登録し、定住又は定期的な滞在を目的として高石市で住宅を探している方に対し、情報提供を行う制度である。	B	ニーズを確認のうえ、事業の実施について検討すること。

令和6年度 事務事業点検結果一覧

【査定】	A：現行どおり	B：改善のうえ継続	C：縮小	D：休止・廃止
------	---------	-----------	------	---------

No.	部	課	事業名	事業概要	査定	見直し等の内容
93	土木部	都市計画課	二・三世代同居近居支援事業	定住促進を図るため、二・三世代の同居、又は近隣に居住するために住宅を新築または購入した世帯に対し、その住宅に課せられる固定資産税を軽減する事業である。	B	他市の制度と比較して、魅力的な制度となるように検討すること。ターゲットとなる層に対してインセンティブとなる条件も併せて検討すること。関係各課と調整のうえ、制度設計を行うこと。
94	土木部	都市計画課	子育て世帯への住宅支援事業	定住促進を図るため、子育て世代が住宅の新築又は購入に伴い課される固定資産税を軽減する事業である。		
95	土木部	都市計画課	市内企業従事者への住宅支援事業	市民が住宅の新築又は購入された際に、市内企業従業者への住宅支援の観点から、固定資産税を軽減する事業である。		
96	土木部	都市計画課	災害に強い住宅建設の促進事業	地方税法附則第15条の6第1項又は第2項若しくは第15条の7第1項又は第2項の規定の適用を受け、建築基準法第62条に規定する準防火地域内の建築物の基準に適合する住宅の新築、購入した場合、固定資産税を軽減する事業である。		
97	土木部	土木管理課	道路台帳整備業務	道路法及び同法施行規則に基き道路台帳の補正更新を行うとともに、更なる維持管理の高度化・効率化を図ることにより、市民サービスの向上及び庁内における情報共有の一元化に資するための共用空間地図データを更新する業務である。道路及び明示台帳等の更新、市道認定箇所の区域測量、基盤地図を修正図化する。	A	
98	土木部	土木管理課	道路維持等営繕業務	市民からの要望等による対応や道路のパトロールにより発見されたものに緊急対応するための営繕業務である。	B	他市との連携が可能な部分は、広域連携等含めた検討をすること。
99	土木部	土木管理課	市内道路清掃維持管理業務	市内の道路の清掃業務を行い市内の美化に寄与し、また、障害物による事故等を防ぐ業務である。	B	他市との連携が可能な部分は、広域連携等含めた検討をすること。
100	土木部	土木管理課	市内一円会所浚渫・排水管清掃業務	降雨時における道路冠水、水路の詰まりによる越水等の被害を防ぐため、市内の道路会所及び排水管の清掃、水路の浚渫及び草刈りを行う業務である。	A	
101	土木部	土木管理課	ペDESTリアンデッキ等管理業務	羽衣駅前地区の再開発事業により整備された再開発ビル（イコーネはごろも）の通路部分を含むJR東羽衣駅と南海羽衣駅を接続するペDESTリアンデッキの維持管理を行う業務である。主な内容は、デッキ清掃、附帯設備のエレベーター及びエスカレーター保守点検、エレベーター監視である。	A	
102	土木部	土木管理課	防草シート設置工事	草木の道路への進入を防ぐため、高砂1号線の中央分離帯・車両出入口等に防草シートを設置する業務である。	B	工場立地法に基づく準則を定める条例の努力義務を活用し、緑地の管理には企業の協力を検討すること。
103	土木部	土木管理課	道路舗装修繕工事	本市が管理する道路の舗装修繕計画を基に、修繕箇所の打換え（表層（二層打ちなら基層を含む）を剥がし、上層もしくは下層路盤まで整え、施行を行う工法）を行い、舗装修繕を行う業務である。	B	計画に基づき、適切に工事の平準化を行い実施すること。引き続き財源確保に努めること。
104	土木部	土木管理課	市内一円舗装工事	本市が管理する道路について、市民からの要望や市職員のパトロールにより発見した補修必要箇所の舗装打換え等を行う業務である。	A	
105	土木部	土木管理課	交通安全施設設置工事	所轄警察、教育委員会、自治会、道路管理者による合同点検を実施し、市民要望等や子供の移動経路に関するプログラム会議で抽出された危険箇所の対策等、市内道路等の安全な交通環境を確保するため、継続的に対策工事を行うものである。	B	交通の安全につながるため、財源に留意しつつ実施すること。
106	土木部	土木管理課	河川維持等営繕業務	市民からの要望等や、パトロール（水路スクリーン清掃時等）により発見されたものに対応するための営繕業務を行うものである。	A	
107	土木部	土木管理課	河川浚渫及び清掃業務	正常な河川水路を確保するため、市内河川水路に堆積する土砂等を浚渫及び清掃により除去する業務である。	A	
108	土木部	土木管理課	排水機場点検整備及び非常時出勤業務	二級河川芦田川及び王子川の防潮水門及び排水機場並びに付帯施設の点検整備業務及び台風時等の操作応援業務を行うものである。総合・通常点検整備を毎月行い、台風等の災害時に機械操作の応援業務に緊急出動する業務である。	A	
109	土木部	土木管理課	排水機場警備管理業務	大阪府より管理委託されている芦田川・王子川排水機場について、施設の機能が損なわれることがないよう警備管理業務を行うものである。機械警備と不定時巡回機動警備業務である。	A	
110	土木部	土木管理課	放置自転車対策業務	各駅周辺に自転車駐車を整備し、自転車放置禁止区域を設け、市内駅周辺の放置禁止区域を巡回し、警告札を貼付された自転車等を撤去、保管場所まで移送する業務を委託するものである。道路等公共の場所における自転車等の駐車秩序を確立し、自転車等の放置を防止することにより、歩行者等の安全の保持と災害時における防災活動の円滑化を図ることを目的としている。	B	費用対効果を考慮したうえで、交通の安全を確保できるように検討すること。
111	土木部	土木管理課	自転車用ヘルメット購入補助	市内に在住し、対象品を購入した市民に対して、購入に要した費用に対して補助するものである。自転車を利用する市民の事故による受傷を防止するための自転車用ヘルメットの普及を目的としている。	B	対象者について見直しを検討すること。

令和6年度 事務事業点検結果一覧

【査定】 A：現行どおり B：改善のうえ継続 C：縮小 D：休止・廃止

No.	部	課	事業名	事業概要	査定	見直し等の内容
112	土木部	土木管理課	緑化推進費	街路樹や公共施設の樹木等の維持管理を行い、良好な景観や環境を保持する事業である。主な内容は、遮蔽、防音、防風、緑陰など、植栽の目的や機能・効果を十分に発揮させ、道路においては交通の安全を確保し、電柱や電線類等に干渉しないよう管理することや、枝葉の繁茂している樹木の徒長枝、混み枝を間引き、通風・採光をよくして樹勢を強くし、各種障害への抵抗力を高めること、公園等公共施設内で利用者の支障になる雑草を除去することである。	B	工場立地法に基づく準則を定める条例の努力義務を活用し、緑地の管理には企業の協力を検討すること。
113	土木部	土木管理課	公園管理費	安全で快適な公園の利用環境を保持する事業である。主な内容は、公園施設（照明、トイレ、時計、ベンチ等）の維持管理、遊具の点検及び長寿命化修繕対策等、汲取方式のトイレのし尿処理及び浄化槽点検の実施、スポーツ情報システムの使用及び機器のリース、清掃等により発生したゴミの収集及び処分、公園トイレ（13箇所）の清掃、高砂公園と新公園の警備業務、フェンス等の補修、トイレ・手洗い場等の排水管清掃、グラウンド整備、園路整備、公園ベンチ入替及び公園側溝清掃等の営繕などである。	B	公園最適化プランの内容を反映させて、事業の効率化を図り、適切な管理を行うこと。
114	土木部	環境政策課	粗大ごみ有料化に係る事業	ごみのさらなる減量化・資源化・受益者負担の公平化を図るため、平成19年1月から粗大ごみの有料化を実施しており、粗大ごみを排出する際に必要となる粗大ごみ処理券の作成、粗大ごみ処理券取扱店にて手数料収納事務を委託するものである。	A	
115	土木部	環境政策課	泉北環境整備施設組合分担金	一部事務組合、泉北環境整備施設組合の経費（建設事業費、維持管理費、その他費用）を負担するものである。高石市・泉大津市・和泉市の一般廃棄物（ごみ・し尿）を一部事務組合、泉北環境整備施設組合の処理施設において適切に処理を行うものである。	A	
116	土木部	環境政策課	ボランティア清掃ごみ等収集運搬業務	市内の公共の場所において自治会や個人、ボランティアグループ等が実施するボランティア清掃ごみや不法投棄ごみの回収を行う業務である。また、猫等の死獣、禁止物件に掲出された違法屋外広告物の回収も行う。	A	
117	土木部	環境政策課	塵芥収集委託料	市内の一般家庭の生活に伴い生じる一般廃棄物（普通(可燃)ごみ、資源・不燃ごみ、粗大ごみ）を適正かつ迅速に収集する業務を委託するものである。	A	
118	土木部	環境政策課	有価物集団回収奨励金	ごみの減量化と資源の有効利用を図るため、地域住民団体等が自主的に行う古紙等の有価物集団回収に対して、1k gあたり4円の奨励金を交付するものである。各団体等が行う有価物集団回収の支援を継続し、参加を呼びかけることにより、さらなるごみの減量化、リサイクルの促進を図ることができる。	A	
119	土木部	環境政策課	一部従量制による普通（可燃）ごみ有料化及び還元策に係る事業	ごみのさらなる減量化・資源化、受益者負担の公平化を図るため、平成25年度から一部従量制による普通（可燃）ごみの有料化を実施しており、ごみの減量に協力をいただいた還元策として、余った前年度の無料普通ごみ処理券と日用品との交換を実施する事業である。還元策として、前年度の余った無料（普通）ごみ処理券1シート(15枚)とトイレットペーパー2ロール、2シート（30枚）と30ℓのごみ袋10枚との交換を実施している。	B	ごみの減量に向けて制度改善に努めること。
120	土木部	環境政策課	し尿収集運搬業務及びし尿収集運搬手数料収納事務の委託	一般家庭より排出されたし尿を、適正かつ迅速に泉北環境整備施設組合第1事業所（泉大津市）へ搬入する業務と収集運搬時に手数料を収納する事務を委託するものである。清潔で快適な生活環境を創出するため、し尿を収集・運搬し、適性に処理することで公衆衛生を向上させることを目的としている。	B	対象件数が減少していることから、事業の見直しを検討すること。また、引き続き連棟住宅の状況把握に努めること。
121	土木部	環境政策課	大気汚染測定局保守点検事業	高石消防署高師浜出張所に設置した大気汚染測定局においてSO2、NO、NO2、NOX、SPMなどの各種大気汚染物質の常時監視を行う事業である。当該情報は大阪府のサイトにてリアルタイムに公開している。	C	大阪府の測定局との重複があるため、見直すこと。
122	土木部	環境政策課	指定屋外喫煙場所設置助成金交付事業	望まない受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止し、快適な生活環境の実現に寄与するため高石駅、羽衣駅、富木駅の市内主要3駅周辺に高石市受動喫煙・路上喫煙等対策の総合的推進に関する条例に基づく路上喫煙禁止区域をもうけている。その区域に、事業者が、指定屋外喫煙場所を設置しようとする場合に、設置工事費用等の一部または全部を200万円を上限として助成金を交付するものである。喫煙所のマナーの向上及び路上喫煙禁止区域内等における喫煙等対策の推進を図り、市民の健康増進及び安全で快適な生活環境の実現に寄与する。	B	事業者が利用しやすい制度になるよう見直すこと。
123	土木部	環境政策課	家庭用燃料電池（エネファーム）設置補助金	市内に自らが所有し自らが居住する住宅に、家庭用燃料電池（エネファーム）を設置した方に対し、5万円（1世帯1回限り）の補助金を交付するものである。エネファームを設置することにより地球温暖化の防止、また、市民に対する省エネルギー等の緩急に対する意識の向上に寄与する。	A	

令和6年度 事務事業点検結果一覧

【査定】	A：現行どおり	B：改善のうえ継続	C：縮小	D：休止・廃止
------	---------	-----------	------	---------

No.	部	課	事業名	事業概要	査定	見直し等の内容
124	土木部	上下水道課	高石市公共下水道ストックマネジメント計画【管路】	老朽化した下水道管路施設（管、マンホール蓋）を更新し、適正な維持管理や長寿命化を進めるための計画である。	A	
125	土木部	上下水道課	高石市公共下水道ストックマネジメント計画【ポンプ場施設】	下水道施設（管路やポンプ場）の老朽化による機能不全や事故発生を未然に防止し、良質な下水道サービスを持続的に提供するための計画である。	A	
126	土木部	事業課	取石418号線整備事業	本路線は取石3丁目地域と取石4丁目地域を南北に結ぶ道路で、子どもの通学路・避難路の整備として安全・安心の確保といった地域の抱える課題の解消を目的として整備する事業である。	A	
127	土木部	事業課	南海中央線整備事業	現道が狭隘で歩行者・自転車・自動車が錯綜し、近隣の東羽衣小学校・高石中学校へ通学する際に危険な状況になっていることから、当該路線を新設することで現道への自動車の流入を軽減し、加えて新設道路の歩道設置及び自転車通行空間の整備により現道並びに本路線の通学路の安全対策を行う事業である。	B	財源を確保のうえ、計画的に事業を推進すること。
128	土木部	事業課	蓮池公園整備事業	高石市地域防災計画の事業の一つである蓮池公園は、高石市の東側に位置しており、市民が憩える公園として整備するとともに、災害発生時には周辺住民の避難場所として、また、資機材等の物流基地、復旧復興活動拠点、仮設住宅建設用地等の機能を備えた防災公園として整備する事業である。	B	財源の確保と管理の方法について、検討すること。
129	土木部	事業課	南海本線・高師浜線（高石市）連続立体交差事業	本市を南北に通過している南海本線は、平面鉄道のため市街地が分断されており、近年の交通量の増加に伴う列車本数の増便による踏切部の交通渋滞のみならず、東西道路の整備や土地利用の一体化にも大きな支障となっている。これらの問題を根本的に解決するため、南海本線・高師浜線（高石市）連続立体交差事業を実施するものである。13箇所の踏切が除却され、交通の円滑化と市街地の一体的発展を図る。事業主体は大阪府。	A	
130	土木部	駅周辺整備課	高石駅周辺まちづくり事業	高石駅西地区は、高石市の主要3駅の一つである高石駅に隣接し都市核を形成すべき地区であるが、狭隘な道路が多く地区中央部には消防活動困難区域が存在する等の課題のある地域である。そのため土地区画整理事業により道路などの都市基盤整備を行い、駅周辺の利便性の確保や避難路等の防災性の向上を図るべく平成8年度に都市計画決定された。しかし、長期間事業が進んでいないため、都市計画道路および土地区画整理事業の見直しについて具体的に検討し、必要な都市計画変更を行い、課題解決に向けたまちづくりを推進する。	B	先行取得用地の利活用について整理しておくこと。 事業費総額がどのくらい必要なのか見通しを立てておくこと。
131	土木部	駅周辺整備課	高石駅周辺整備事業	南海本線・高師浜線（高石市）連続立体交差事業の完了により生まれる高架下空間と駅前広場等において回遊性を備えた滞在性、快適性豊かで景観に優れた空間の整備を行う事業である。高架下空間等との一体的な整備による相乗効果をもたらしながら駅周辺エリアを活性化させ、居心地がよいウォークアブルな魅力あるまちづくりを図る。	B	財源を確実に確保するとともに、事業費についても精査すること。
132	土木部	駅周辺整備課	羽衣駅周辺整備事業	南海本線・高師浜線（高石市）連続立体交差事業の完了に伴い、駅前広場や都市計画道路等において回遊性を備えた滞在性、快適性豊かで景観に優れた空間の整備を行う事業である。主に民間開発となる鉄道高架下や周辺事業と連携し、相乗効果を発揮することで持続可能な「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出するまちづくりを推進する。	B	財源の確保及び事業の整理を行うこと。 駐輪場については、連続立体交差事業として対応すること。
133	教育部	教育総務課	学校給食調理業務委託	小学校5校、中学校3校において学校給食調理の業務を委託するものである。	A	
134	教育部	教育総務課	学校給食公会計化	学校給食の公会計化を実施することで、事務局において食材の発注・支払いを行い、給食費の徴収業務を行うものである。	B	給食費の精算方法の見直し等、事務の効率化を検討すること。
135	教育部	教育総務課	学校施設管理業務及び機械警備管理業務（幼・小・中）	幼稚園及び各小・中学校の施設管理業務及び機械警備管理業務を委託するものである。	B	人的警備については、持続可能な制度設計とすべく、実施時間や仕様の見直しを検討すること。
136	教育部	教育総務課	加茂幼稚園通園バス事業	平成31年4月からの加茂幼稚園の通園バスを運行するため、バスのリース料の支払いと運行業務を委託するものである。	A	
137	教育部	教育総務課	給食費扶助費（幼稚園）	令和元年10月からの保育料無償化に伴い、所得条件に該当する世帯に対して副食費を免除することにより世帯の負担軽減を図るため、保護者に代わって副食費の支払いを市が業者に行うものである。	A	
138	教育部	教育総務課	学校ICT機器更新及び整備事業	学校ICT環境を維持するため、機器の更新や校務における端末及びサーバの更新、保守点検を行う事業である。令和2年度に整備したGIGAスクール構想における一人一台端末を活用するため、ネットワーク利用料の支払いを行っている。	A	

令和6年度 事務事業点検結果一覧

【査定】 A：現行どおり B：改善のうえ継続 C：縮小 D：休止・廃止

No.	部	課	事業名	事業概要	査定	見直し等の内容
139	教育部	学校教育課	奨学金事業	修学の希望があるにも関わらず、経済的理由により学校教育法第1条に規定する大学、高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は第124条に規定する専修学校に修学が困難な者に対して、教育の機会均等を図るため奨学金の貸付を行う事業である。	B	基金の新たな活用方法について検討すること。また、債権回収の課題について検討すること。周知の期間についてもスケジュール感を持って対応すること。
140	教育部	学校教育課	支援学級介助員配置事業	支援学級に在籍する介助を必要とする児童生徒に対し、身辺処理の介助・移動の介助・危険な行動の防止等の安全配慮を行う介助員を配置する。また、支援学級以外での学習や活動において、合理的配慮を提供し、個に応じた支援を行う。支援学級在籍児童生徒、新小学校1年生の対応や、多様な介助・安全配慮を行うため小中学校全校に配置する事業である。	A	
141	教育部	学校教育課	学校図書館司書配置事業	図書館司書を有する者を各小中学校に配置し、学校図書館の「環境整備」、「読書活動の推進」はもとより、「教員と連携を図りながら授業のねらいにそった資料の整備」、「情報活用能力育成のための授業における支援」等、学習センター、情報センターの中心的な役割を担うものである。	A	
142	教育部	学校教育課	中学校英語支援員配置事業	英語支援員として、経験豊富なネイティブ・スピーカーを配置する事業である。小学校から中学校へのスムーズな接続のため重要な時期である中学1年生で活用する。これにより生徒の学習意欲、及び英語活用能力の一層の向上を図る。併せて、幼稚園における就学前英語教育についての支援を行い、市内英語教育の底上げを図る。	B	評価指標として英検IBAが適切であるか検討すること。また、現在の評価指標では結果が伴っていないため、アプローチについても検討すること。教育委員会として英語教育に重点を置き続けるかを検討すること。
143	教育部	学校教育課	高石市立小学校英語活動支援教師配置事業	国の事業である「小学校専科指導の充実（外国語）」加配、及び府の事業である「指導方法の工夫改善定数を活用した小中連携教科指導（外国語）」加配を活用しながら、加配教員を配置できない小学校においても同等の外国語・外国語活動を実施するために、専門的な指導知識を持つ英語活動支援教師を配置する事業である。本市では、平成25年度から文部科学省の教育課程特例校の認定を受け、小学1年生から外国語活動を実施している。また令和2年度より実施された3・4年生での外国語活動、5・6年生での外国語の教科化にも、積極的な対応を進めている。	A	
144	教育部	学校教育課	外国人英語指導助手派遣事業	市内の小・中学校10校にALTを派遣し、小学校外国語活動・中学校外国語科における指導支援を行う事業である。平成25年度より、文部科学省の教育課程特例を受け、外国語教育の推進を図っている。支援を行う外国人英語指導助手の派遣については、7名を配置する。小学校では、小学1年生からネイティブスピークによる発音やアクティビティをALTと一緒にすることで、スムーズに3・4年生の外国語活動、5・6年生の外国語の学習に取り組み、学習内容の定着と活用、コミュニケーション力の育成と異文化理解につなげる。中学校では、令和3年度から実施されている新学習指導要領により、4技能5領域のうち、特に「話すこと」が2領域をしめ、英語でのコミュニケーション能力が重要視されている。	B	評価指標として英検IBAが適切であるか検討すること。また、現在の評価指標では結果が伴っていないため、アプローチについても検討すること。教育委員会として英語教育に重点を置き続けるかを検討すること。
145	教育部	学校教育課	高石っ子学びんぐティーチャー事業	資質に優れた非常勤講師を1校当たり15時間配置する事業である。これにより、きめ細かい指導、個々に対する授業支援や教室での一斉授業に入れない児童生徒への指導を充実させるものである。	A	
146	教育部	学校教育課	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	市が警察官OB等の防犯・交通安全の専門知識を有する方をスクールガード・リーダーとして委嘱し、各小学校区を定期的に巡回、教育委員会の指導のもと派遣校の教職員及び地域の関係諸機関等と連携して地域社会全体で学校安全に取り組む体制づくりを支援する事業である。	A	
147	教育部	学校教育課	支援教育（インクルーシブ教育）推進・充実支援事業	全小中学校でのインクルーシブ教育の普及、推進に向け、通常の学級で発達障がい等支援を必要とする児童生徒がともに学べるよう、合理的配慮協力員を配置するものである。通常の学級で過ごす発達障がい等支援を必要とする児童生徒が安心して過ごし、学習に取り組めるよう支援する事業である。また、より専門的な合理的配慮を提供できるよう、専門家を招聘し指導助言を受けている。	A	
148	教育部	学校教育課	高石っ子学び舎キッズ事業	本市の子どもたちに対して、従前の通り少人数習熟度別指導やＴＴ等学力向上に向けて支援を行ってきたが、依然として学力向上は喫緊の課題となっている。中学校に対して、放課後学び舎事業を実施することにより、生徒の補充学習機会を設定している。小学校にも本事業を実施し、中学年児童（小学校3・4年）を対象とし、補充学習機会を充実させる事業である。	A	

令和6年度 事務事業点検結果一覧

【査定】 A：現行どおり B：改善のうえ継続 C：縮小 D：休止・廃止

No.	部	課	事業名	事業概要	査定	見直し等の内容
149	教育部	学校教育課	学校支援指導者報償費事業	学生、保護者、地域の人材等を活用し、子どもたちがより良い学校生活を送ることができるよう、各小・中学校に学校支援指導者（ボランティア）を配置する事業である。小1プロブレム、中1ギャップ等、学校生活の中で生じる課題の解消のためには、落ち着いた授業、落ち着いた学習環境が不可欠である。また、近年は外国からの受け入れ児童・生徒も増えている状況である。各学校は、授業支援、放課後学習支援等、子どもたちの学習や学校生活をサポートする人材の活用を必要としている。近年、日本語指導が必要な児童生徒の増加傾向にあり、それに伴い日本語指導者による支援回数も増加している。併せて、今年度から、部活動サポーターによる部活動の地域連携も視野に入れて事業化を進めている。	A	
150	教育部	学校教育課	スクールソーシャルワーカー相談事業	いじめ・不登校・虐待・暴力行為等の生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に対し、早期発見や未然防止及び、関係諸機関との連携を図ることで、充実した対応ができるよう支援する事業である。また、学校で独自に対応できるような校内体制を構築することを目的に、管理職や教職員へのコンサルテーションを行うものである。	A	
151	教育部	学校教育課	ICT活用推進員派遣事業	主体的・対話的で深い学びを、GIGAスクール構想の実現による環境整備で支えることで、コンピュータを学習に活用する子どもたちを育て、その子どもたちが将来、コンピュータなどのテクノロジーを活用して、社会の問題を解決していく教育をめざし、高石市のGIGAスクール構想TAKAISHIスタイルの推進に取り組んでおり、学校での教員と児童生徒がつながる新しい学習スタイルの構築、家庭での利用について、活用を進めている。児童生徒が、トラブルなく、日常的にタブレット端末を使いこなし、個別最適化な学び、協働学習を行い、TAKAISHIスタイルの推進をしていくために、校内の情報機器やネットワークの整備、教職員のタブレット端末を活用した授業支援、これらを支えるシステムの構築や整理に対応するICT活用推進員を派遣する事業である。	A	
152	教育部	学校教育課	学校防犯システム利用料	児童の登下校の安全見守りのため、児童が校門を通過すると通過時刻が学校に記録されるシステムに係る利用料である。システム内の機能として、小中学校から保護者への一斉メールを行い、情報を提供できる。また、保護者が働いている家庭の朝の通勤時間に学校への連絡ができない場合もあり、欠席遅刻等受付機能システムにより保護者と学校の連絡が可能となることで、市民の利便性の向上を図ることが可能となる。	A	
153	教育部	学校教育課	総合的教育力活性化事業	学校が地域の実情を踏まえた教育活動を展開するため、保護者や地域との連携を深めるための活動について補助を行うものである。	A	
154	教育部	学校教育課	小中連携推進支援事業	児童生徒一人ひとりに確かな学力や、豊かな心、健やかな体を保持するとともに、いじめや不登校を解消し、いっそう充実した学校生活を送ることに寄与することを目的とし、従来の学校教育の枠組みを堅持しつつ、小学校6年間、中学校3年間のそれぞれの校種の独自の指導計画から、小中学校9年間の指導方針・指導計画に基づき、系統的・組織的できめ細やかな指導を、中学校区を単位として、相互に連携を図りながら研究を進める事業である。	A	
155	教育部	学校教育課	学校園教育研究会補助金事業	本市において、幼・小中学校園での多様な課題に対して対応するため、「市立学校園教育研究事業の充実並びに研修の推進」など、教育活動の充実のために活用するものである。各学校園で、自校園の教育課題に応じた校園内研修会を実施する。幼稚園、小中学校の教職員が、自校園の教育研究テーマに応じた府内の研修会や研究発表大会に参加し、教育活動の充実を図る。	A	
156	教育部	学校教育課	全国大会等出場助成金	学校教育の一環として開催される部活動及び学校行事の充実推進のため、高石市立中学校の生徒が全国大会及び近畿大会並びにこれに準じる大会に出場した場合において出場に要する経費の一部を助成するものである。	A	
157	教育部	学校教育課	森林環境教育補助金事業	幼・小中学校園での環境教育の実施に際し、特に有田川町や泉州地域等との交流を踏まえて森林環境教育を実施する。その際、幼児・児童・生徒の学習実施場所への移動に際しての交通機関（バス等）代や学習に係る実費を補助するものである。森林環境教育や有田川町、泉州地域等との交流に資する。	A	
158	教育部	学校教育課	教育相談	教育（発達）相談を実施することにより、子どもの発達や障がいによる不安を抱えている保護者等を支援するものである。子ども一人ひとりが、学校園において充実した生活、学習を行うためには、臨床心理士という専門的な見地からのアドバイス、助言が必要である。	A	

令和6年度 事務事業点検結果一覧

【査定】 A：現行どおり B：改善のうえ継続 C：縮小 D：休止・廃止

No.	部	課	事業名	事業概要	査定	見直し等の内容
159	教育部	学校教育課	適応指導教室「つれづれ」	市内小中学校において、様々な事情で学校に行きたくても行けなくなった児童生徒を援助し、自立や学校復帰をめざすものである。指導員1名と研究員（大阪府職員）により学習保障や園芸、スポーツなどを通した登校支援を行っている。	B	不登校対策支援について検討すること。
160	教育部	学校教育課	教職員健康診断	学校保健安全法第15条「学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。」に基づき、小中学校の教職員等を対象とした健康診断を実施するものである。事業主として労働者の健康を守る為に、労働安全衛生規則第44条の規定により年1回以上の健康診断の実施が義務付けられている。	B	法令による実施義務などを踏まえ、適切に実施すること。
161	教育部	学校教育課	高石市立小学校「夢先生」事業	元サッカー日本代表、Jリーグ選手をはじめ様々なアスリート等が「夢先生」として実体験等に基づく授業を行うことにより、仲間を思いやることや仲間と協力すること、夢を持つことの大切さ、失敗を乗り越えて夢や目標に向けて努力しようとする意識や態度を育む事業である。	B	派遣先生の希望等について反映できるように努めること。
162	教育部	社会教育課	文化・スポーツ・国際交流振興基金助成金	高石市文化・スポーツ・国際交流振興基金を活用し、市民が文化、スポーツ活動において全国大会等へ出場された場合や海外へ派遣された場合に、予算の範囲内で助成金を交付するものである。	A	
163	教育部	社会教育課	二十歳のつどい	年度内に20歳になる方を対象に、激励・祝福する式典を開催するものである。	B	対象者への葉書送付の必要性について検討すること。
164	教育部	社会教育課	市民文化祭	市民文化祭として市民の文化活動発表の場を提供し、広く市内の文化活動の醸成を図るものである。	B	文化協会への加入促進や事業のPRIについて検討すること。
165	教育部	社会教育課	各種団体補助金	高石市補助金等交付規則に基づき、各文化・スポーツ団体等に補助金を交付するものである。	A	
166	教育部	社会教育課	市民体育大会	子どもから高齢者まで、気軽に参加できるスポーツ機会を提供し、市民福祉の向上を図るものである。	B	市民体育大会の開催方法について検討すること。
167	教育部	社会教育課	スポーツ施設予約システム	利用者が市内の運動施設の予約をインターネットから予約できるようオーパスシステムを利用するものである。	B	次回更新時に新システムを検討すること。
168	教育部	社会教育課	学校プール開放事業	各小学校区のプール開放委員会において、夏休み期間中の5日間、無料で学校プールを開放する事業である。実施している小学校区の地域住民の健康の増進を図るとともに、ふれあいを深めることを目的としている。	C	事業の継続が困難な校区について、廃止を検討すること。
169	教育部	社会教育課	中央プール	住民の健康の増進と体育の向上を図るため、高石市立中央プールを市民の利用に供させる事業である。中央プールは7月下旬から8月末まで一般に開放している。	B	プールのあり方を検討すること。
170	教育部	社会教育課	公民館管理	中央、千代田、取石、東羽衣、清高、羽衣公民館の管理を行うものである。住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。	B	施設のあり方を検討すること。
171	教育部	社会教育課	青少年指導員	青少年指導育成に関して適切な実施を期するため、青少年指導員を配置する事業である。子ども交流事業や定期的な市内パトロールの実施、市民体育大会やKIX泉州国際マラソンへの協力などの実績がある。	A	
172	教育部	社会教育課	図書館管理	図書館本館・分館の管理運営業務を指定管理者に委託するものである。図書、記録その他必要な資料を収集、整理、保存し、市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的としている。	A	
173	教育部	社会教育課	たかいし市民文化会館管理	たかいし市民文化会館の管理運営業務を指定管理者に委託するものである。市民の文化と教養を高揚し、文化の向上及び文化活動の振興に寄与する。	A	
174	教育部	社会教育課	高師浜総合運動施設管理	高師浜総合運動施設の管理運営業務を指定管理者に委託するものである。スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民の心身の健全な育成に寄与する。	A	
175	教育部	社会教育課	総合体育館管理	総合体育館の管理運営業務を指定管理者に委託するものである。市民のスポーツの振興を図り、心身の健全な育成に寄与する。	A	
176	教育部	社会教育課	埋蔵文化財事務に係る事務委託	埋蔵文化財事務を継続的に実施できるようにするため、地方自治法252条の14第1項の規定に基づき、令和4年度より埋蔵文化財事務に係る事務を岸和田市に委託するものである。	A	

令和6年度 事務事業点検結果一覧

【査定】 A：現行どおり B：改善のうえ継続 C：縮小 D：休止・廃止

No.	部	課	事業名	事業概要	査定	見直し等の内容
177	教育部	こども家庭課	こども家庭センター設置事業	従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的として、こども家庭センターを設置している。主な事業内容は、家庭児童相談、乳幼児健診、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児すこやか見守り支援事業、伴走型相談支援事業や産前産後サポート事業等により発覚した事例に対する個別対応、発達相談（育児相談、すてっぷくらぶ、約束クリニック）、離乳食講習会、妊娠から出産にかかるケース管理、特定妊婦に対するハイリスクアプローチ、子育て世帯訪問支援事業などである。	A	
178	教育部	こども家庭課	伴走型相談支援業務委託料	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近に相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐことを目的とする事業である。本市唯一の分娩施設である母子健康センターの助産師に業務委託を行うことで、対象者に一貫した相談支援を提供することができるメリットがあり、高石市の妊娠・出産・子育て期の支援として重要な核を担っている。主な業務内容は、妊娠届の受理、面接、サポートプランの作成、妊娠中期・8か月・後期にプランに応じた電話、面接、訪問、応援レターを送付等、出生届の受理、面接、新生児訪問や乳児全戸家庭訪問等の調整・実施などである。	A	
179	教育部	こども家庭課	産前産後サポート事業及び産後ケア事業委託料	妊産婦等が抱える妊娠、出産及び子育てに関する悩み等についての相談支援を行う産前産後サポート事業の実施拠点整備と併せて、退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う産後ケア事業を実施することにより、妊娠から子育てまでの切れ目ない支援の充実を図るとともに、子どもを産み、育てやすい体制の整備を図ることを目的とする事業である。産前産後サポート事業は、対象者に電話相談や子育て広場等を開催し、情報提供及び個別相談に応じる支援や継続的な支援が必要な者にとっては、関係機関と調整し、適切な支援へ繋げる支援を行うものである。産後ケア事業は、保健指導及び授乳指導、対象者に対する療養上の世話、その他必要な情報提供等の支援を行うものである。	A	
180	教育部	こども家庭課	乳幼児すこやか見守り支援事業委託料	市内在住の生後5か月から1歳までの乳幼児がいる世帯を訪問し、家庭における子育ての状況確認や相談支援をアウトリーチ型支援として実施することにより、家庭や地域での孤立感の解消を図る事業である。併せて、おむつ等の子育てに必要な物品の購入支援や友好都市である和歌山県有田川町の木材を活用した積み木の配布等を行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、乳幼児の健やかな成長を見守る支援を実施することを目的とした事業である。主な内容は、生後5か月から1歳までの乳幼児がいる家庭へ訪問（3回の個別訪問）、子育て状況の把握・相談対応、子育て支援等に関する情報発信・提供、子育てに必要な物品の購入支援、積み木の配布等である。	B	財源確保について検討すること。
181	教育部	こども家庭課	里帰り出産等助成金	妊婦や乳幼児の健康管理のため実施している健康診査等について、大阪府外で受診した場合は高石市発行の受診券が使用できないため、償還払いにて自己負担額の公費負担範囲内の額を助成し、市民の金銭的負担を軽減することを目的とした助成金である。	A	
182	教育部	こども家庭課	高石市病児保育室	児童福祉法第6条の3第13項に基づく「病児保育事業」で、病児と病後児対応型の一時保育を行う事業である。本市内に居住の満1歳～小学3年生の児童で、病気の回復期又は病気の回復期に至っていないが、当面症状の急変のおそれがない状態になり、かつ、保護者の就労又は病気等やむを得ない理由により家庭での保育が困難な場合に、病児保育室において、一時的に保育する。本市においては、病児保育室を整備し、指定管理制度を活用して実施している。	B	現在の指定管理の契約手法について見直しを図ること。

令和6年度 事務事業点検結果一覧

【査定】 A：現行どおり B：改善のうえ継続 C：縮小 D：休止・廃止

No.	部	課	事業名	事業概要	査定	見直し等の内容
183	教育部	こども家庭課	ファミリー・サポート・センター事業	本市内において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、相互援助活動を行うことにより、地域の中で安心して子育てできるような環境づくりを目的とした事業である。主な内容は、保育施設等の保育開始前及び保育終了後にこどもを預かること、保育施設等までの送迎を行うこと、小学校の放課後にこどもを預かること、子育てを離れてスポーツや買い物や講演会等に行くときにこどもを預かること、健診・病院による外出の援助、短時間・臨時的就労の場合の援助、保育施設等から他施設・塾への送迎などである。	B	利用率の向上について検討すること。
184	教育部	こども家庭課	放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）	児童福祉法第21条の10の規定により、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成に資するため、高石市あおぞら児童会を設置する事業である。保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童に、遊びや生活の場を提供して、児童の安全と心身の健全な育成を図る。現在市内7小学校（19クラス）で実施している。	B	人員確保に留意すること。
185	教育部	こども家庭課	母子・父子自立支援事業	配偶者のない父母で現に児童を扶養しているものに対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行い、職業能力の向上、求職活動などに関する支援を目的としている。母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に基づき、市が母子・父子自立支援員を雇用している。主な内容は、身上相談に応じたりその自立に必要な助言・指導、養育費の確保に係る相談支援、ハローワークと協働しての就労支援などである。	B	関係部署との情報共有を行うこと。
186	教育部	こども家庭課	こども医療費助成事業	こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの保健の向上に寄与し、児童福祉の増進を図るため、こどもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による保険給付が行われた場合、その入・通院に要する費用のうち、対象者が本来負担すべき額から一部自己負担額を控除した額を助成するものである。	A	
187	教育部	子育て支援課	通園バス運行業務	児童発達支援センター松の実園に通園する園児に対する障がい児通所サービスの一環として送迎や一部の療育行事における送迎を行うため、通園用バスの運行業務を委託するものである。	A	
188	教育部	子育て支援課	私立保育所等運営費補助金	市内民間認定こども園の保育内容の充実を図ることを目的として、延長保育事業、一時預かり事業、非課税世帯の延長保育事業などの事業を行う事業者に補助金を交付するものである。	B	待機児童対策における民間園の保育士確保策の一環として、延長保育について見直しを検討すること。
189	教育部	子育て支援課	地域子育て支援センター事業	本事業は、地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業で構成されており、市内4箇所で開催しているものである。地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組である。利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う取組である。両事業を一体的に運営することで、子育て家庭支援の機能強化を推進するものである。	A	
190	教育部	子育て支援課	児童発達支援センター機能充実事業（親子通園事業の療育）	親子通園事業（通称：バンビグループ）は、「高石市親子通園事業実施要綱」に基づき、児童発達支援センターの人員基準に加え別途専門職員を配置し、児童発達支援等のサービスを利用していない障がい児やその家族等への療育支援・相談支援を行う事業である。発達に遅れのある子どもたちに適切な保育指導を行い自立を育むとともに、保護者の子に対する関わり方にも指導・助言を行い保護者の負担軽減を図ること、また、障がい児やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、児童発達支援センターの地域支援機能を充実させることを目的とするものである。	A	
191	会計課	会計課	指定金融機関事務取扱手数料	市役所内窓口で公金の収納、支払の事務処理等を取り扱わせるため金融機関を指定しており、その手数料を支払うものである。公金の収納、支払い等の事務を滞りなく迅速に進めていくことができる。	A	
192	議会事務局	議会事務局	議会会議録関係業務委託料	地方自治法第123条において、地方議会は書面又は電磁的記録をもって会議録を作成しなくてはならないことと規定されているため、会議録を作成する業務を委託するものである。	B	近隣自治体の動向に注視しながら、デジタル技術の活用について調査研究すること。